

高松空港 駐輪場／管理規程表示

第1条(契約の成立)

高松空港株式会社(以下「管理者」という。)が管理する自動二輪等駐車場(以下「本駐輪場」という。)の利用者(以下「利用者」という。)は本約款を承認のうえ本駐輪場を利用するものとする。

第2条(駐車場利用の目的)

本駐輪場は、決められた時間内に本約款を遵守することにより駐輪区画(スペース)を提供することを目的とし、自動二輪等をお預かりするものではないものとする。

第3条(利用時間及び受付時間)

本駐輪場は、24時間利用可能とする。ただし、継続して14日間を超えて利用できないものとする。

第4条(駐輪できる車両)

駐輪できる車両は、原動機付自転車、自動二輪（以下、総称して「車両」という。）のみとする。

第5条(駐輪方法)

- 本駐輪場の利用者は駐輪場内に掲出された利用案内看板に従い、示された駐輪区画(スペース)に駐輪し、必ず施設すること。
- 利用者は、本駐輪場の利用に関しては、次の事項を守らなければならない。
 - 駐輪の際は、所定の駐輪区画内(スペース)へ駐車すること。駐輪区画(スペース)外への駐車や第9条第1項各号に該当すると管理者が認定した場合、不正とみなす。
 - 駐輪の際は、必ず施設をすること。また積載物や付属装着物の盗難等を防止するように自己の責任をもって対応すること。
 - 貴重品等を置いたままにしないこと。
 - 乳幼児を残したまま車両から離れないこと。
 - 動物を残したまま車両から離れないこと。
 - 利用者が利用者の車両をチェーンやその他の道具を使用して本駐輪場の機器・装置、設備に固定をすることは管理上及び他の利用者の障害となるため禁止する。管理者は、管理上の障害が有る場合、チェーン等を切断する場合がある。施設等の保安全は利用者の車両において完結させること。
 - エンジンにより駆動する車両の場合、エンジンを停止させること。但し、管理者が別途承諾した場合は、この限りではない。
 - 本駐輪場内の喫煙及び火気の使用は厳禁する。
 - 爆発性のもの、可燃性のものの持ち込みは厳禁する。
 - 大音量でのカーステレオ又はそれに準ずるもの、夜間の大きな話し声、近隣の迷惑になる行為を禁止する。
 - 喫い殻、雑誌、缶、紙屑、粗大ゴミ等の一切を捨てることを禁止する。
 - 非衛生的なもの、液汁を出す、こぼすなどのおそれがあるものの入庫を禁止する。
 - 本駐輪場内での車両の駐輪以外の行為(営業・演説・宣伝・募金・署名活動等)を禁止する。
 - 飲酒、宿泊、賭けごと、洗車等他人の迷惑になるような行為の禁止。
 - 前各号に掲げるもののほかは、すべて管理者の指示に従うこと。

第6条(免責事由)

管理者は、以下の①から④のいずれかの事由による損害又は本駐輪場内における利用者の車両又はその積載物・付属装着物の盗難、紛失又は毀損、或いは本駐輪場の他の利用者若しくはその他の人の行為によって生じた利用者の損害については一切責任を負わないものとする。

- 利用者が利用者の車両をチェーンやその他の道具を使用して本駐輪場の機器・装置、設備に固定をしている場合、この固定をしている器具を管理者が切断したことによる損害
- 天災地変、自然災害その他不可抗力による事故による損害
- 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害
- 管理者の責によらない事由による出席不能その他利用者が被った直接被害及びその他の派生損害、間接損害

第7条(利用者の賠償責任)

利用者が本約款若しくは本駐輪場内に掲出された規定に違反した場合又は故意若しくは過失により本駐輪場の設備又は機器・装置を破損した場合は、以下の事項のほか、これにより管理者が被った損害（管理者が本駐輪場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した合理的な営業利益を含む。）を利用者は賠償するものとする。

- 不正行為、又は不正な利用方法、その他本約款若しくは本駐輪場内に掲出された規定に違反した場合、管理者は車両のチェーン施設、駐輪位置の変更・移動等 必要な措置を講ずることができるものとし、利用者(車両所有者を含む)は、それに係る全ての費用を管理者に支払わねばならない。

- 利用者(車両所有者を含む)は、本駐輪場施設並びに他の車両や利用者等に損害を与えたときは、管理者に報告し、直ちに当事者にその損害を賠償しなければならない。

第8条(不正駐輪)

利用者が正規の駐輪区画(スペース)以外の空きスペースや車路、転回スペース等の場所へ駐輪すること、その他本規約及び本駐輪場内に掲出された規定に違反する駐輪があった場合は不正駐輪として、管理者は、本規約に定める措置を講じ、本駐輪場の今後の利用を禁止することができる。

第9条(放置車両の取扱い)

- 本駐輪場において以下の各号のいずれかに該当する車両は放置車両とする。
 - 第8条に定めた不正駐輪に該当する場合であって、車両の所有者及び利用者が当該車両を管理できていない状態にあり、又はその車両から離れて直ちにこれを移動することができない状態であると認定した場合
 - 第3条の期間を超えた場合
- 管理者は、放置車両について以下に定める措置を取ることができる。
 - 利用者が、前項に該当した場合、管理者は利用者に対して予告なく車両を他の場所に移動することができるものとする。また、本駐輪場において掲示する方法で通知することにより、管理者が指定する日までに当該車両の引き取りを請求することができる。
 - ①の場合において、利用者又は所有者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取るができない時、又は管理者が利用者を確認することができない時は、管理者は、車両の所有者等(防犯登録標識等、自動車車検証等、所有者又は使用者を確認できる記録に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して本駐輪場において掲示する方法で通知することにより、管理者が指定する日までに車両の引き取りを請求することができるものとする。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡し時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して、事情の如何を問わず、車両の引渡し請求、その他何らの異議申し立てをしないものとする。
 - ①、②の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引き取りがなされないときは、管理者は車両の利用者及び所有者等が引き取りを拒絶したものとみなすことができるものとする。
 - 管理者は、①の規定により指定した日を経過した後は、車両及び積載物・付属装着物について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、その損害の賠償の責を負わないものとする。
 - 管理者は、①の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両を調査することができるものとする。
 - 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して本駐輪場において掲示する方法で通知することにより期限を定めて車両の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、利用者及び所有者等は当該車両に関する所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、管理者は、当該車両及び積載物・付属装着物を処分することができるものとする。
 - 管理者は、⑥の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は本駐輪場において掲示するものとする。この場合において、管理者は、当該車両の利用者又は所有者等に対し、処分に必要な費用を請求することができる。

第10条(個人情報の取得)

管理者は、本駐輪場の運営にあたって、利用者から提供された個人情報については、法令等に従い適正に管理するものとする。なお、管理者が本駐輪場の運営管理を委託している場合、利用者へのサービス向上を目的とし、迅速に対応するため当該委託先に利用者から提供を受けた個人情報を提供する場合がある。但し、当該委託先に個人情報の保護を遵守させるものとする。

第11条(その他重要事項)

- 管理者は、本駐輪場において事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができるものとする。
- 管理者は、車両に警告書等の文書を貼り付ける場合がある。
- 管理者は、防犯を目的とし、防犯カメラにより本駐輪場内及びその周辺を撮影している場合があり、任意にこれを不正の取り締まりに使用し、又は捜査等の協力のために当局に提出する場合があることを、利用者は承諾するものとする。
- 本駐輪場の利用者又は関係者以外の理由のない立ち入りは禁止とする。

本約款のほかは、全て管理者の掲示に従うものとする。

ご利用ありがとうございます。

場内での事故・盗難などについては一切責任を負いません。

管理者：高松空港株式会社